

経費番号	16	事業概要	
区分項目	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	HP管理費 (R5.4月分)		
上程事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備 考
	ドメイン維持費	68	137円の50% (R5.4月分) /
	レンタルサーバー利用料	389	779円の50% (R5.4月分) /
		457	/
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

4/

收受 令和 5 年 5 月 1 日  
 決裁 令和 5 年 5 月 2 日  
 処理 令和 5 年 5 月 2 日

# 領収書

No \_\_\_\_\_

武田 慎一 様

★ ¥1,833 ※ /

但し t-shinichi.com ドメイン維持更新費、レンタルサーバー利用料代金として 2023/04/01-2023/05/31

令和4年7月15日 上記正に領収いたしました。

収入  
印紙

内 訳			
現金		小切手	
手形		クレジット	
振込		その他	

税抜金額

消費税額( 8 %)

消費税額( 10%)

株式会社 インターネット  
〒939-1635  
富山県南砺市福光7336-4



整理番号	410	事業概要*	
使途項目*	03_広聴広報費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費 08_事務所費
		05_会議費	09_事務費 10_人件費
内容	HP管理費 (R4. 6. 1~R5. 3. 31分)		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額 (円) *	備考
	ドメイン維持費	687	1,375円の50% (R4. 6. 1~R5. 3. 31分)
	レンタルサーバー利用料	3,895	7,791円の50% (R4. 6. 1~R5. 3. 31分)
		4,582	/
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

7/15

收受 令和 4 年 8 月 / 日  
 決裁 令和 4 年 8 月 2 日  
 処理 令和 4 年 8 月 2 日

# 領収書

No \_\_\_\_\_

武田 慎一

様

★ ¥9,167 ※

但し t-shinichi.com ドメイン維持更新費、レンタルサーバー利用料代金として 2022/06/01-2023/03/31

令和4年7月15日 上記正に領収いたしました。

収入  
印紙

内 訳			
現金		小切手	
手形		クレジット	
振込		その他	

税抜金額

消費税額( 8%)

消費税額(10%)

株式会社 インターネット  
〒939-1635  
富山県南砺市福光7336-4



# 御 請 求 書

2022年7月8日

富山県南砺市福光1543  
**武田 慎一** 様

〒939-1635  
 富山県南砺市福光7336-4 福光会館3階  
 株式会社 **イニテック** 工  
 代表取締役 **北村 孝志**  
 TEL : 0763-53-1330  
 FAX : 0763-53-1331



下記の通り御請求申し上げます

件 名	ホームページ管理費
御請求金額	¥11,000 -




No	明細	数量	単位	単価	金額	摘要
1	t-shinichi.comドメイン維持費 1年更新(2022/6/1~2023/5/31)	1	式	1,500	1,500	✓
2	レンタルサーバー年間利用料 1年更新(2022/6/1~2023/5/31)	1	年	8,500	8,500	✓
	令和4年度(6月~3月) $11,000 \text{円} \times \frac{10}{12} = 9,167 \text{円}$					
	令和5年度(4月、5月分) $11,000 \text{円} \times \frac{2}{12} = 1,833 \text{円}$ 4月 916円 ✓ 5月 916円					
	小計				10,000	
	消費税				1,000	
	合計				11,000	

取引銀行: 北陸銀行福光支店・普通・5034560

整理番号	17	事業概要*	
使途項目*	07_資料購入費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	新聞代 (4月分)		
上記事業に要した経費		金額 (円) *	備考
	北日本新聞 / 4月分	3,380	/
	富山新聞 / "	3,380	/
	読売新聞 / "	3,400	/
	赤旗新聞 / "	3,497	/
	聖教新聞 / "	1,934	/
	北國新聞 / "	3,400	/
《合計》*		18,991	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)



**領収証**  
武田 慎一 様

西町 1543

銘柄 (*は軽減税率対象)	部数	金額	備考
北日本新聞朝刊	1	3,380	

2023年 4月

8区 120.10

お問合せNo. 1816

(8% 3,380円)

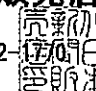
(10% 0円)

合計金額

**3,380 円**

年 月 日

毎度ご購入ありがとうございます。  
 当店では便利な口座振替を、お勧めしています。お手続きはご利用の銀行・農協・郵便局でお申し込みできます。

**北日本新聞 福光販売店**  
 石崎 晶一  
 南砺市荒木1010-1 TEL52-

收受 令和 5 年 5 月 / 日  
 決裁 令和 5 年 5 月 2 日  
 処理 令和 5 年 5 月 2 日

年 月 日

# 領 収 書

武田 慎一 殿

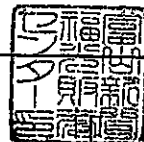
¥ 3,380 /

但し 2023年 4月分 富山新聞購読料として

上記金額領収いたしました

〒939-1637 南砺市福光1669-1

富山新聞販売(株)福光センター



## 領 収 証

武田 慎一 南砺会様

年 月 日

★ 3,400 /

但し 令和5年4月 読売新聞代り

上記正に領収いたしました

内 訳

税率 金額(税抜・税込)

% 消費税額等

税率 金額(税抜・税込)

% 消費税額等



読売センター なんと市西部

所長 庄司 健一

〒939-1868 富山県南砺市城端860-5

TEL 0763(62)2188 FAX 0763(62)2188

コクヨ ウケ-1048

日本共産党発行の  
**しんぶん 赤旗**

## 領 収 書

武田 慎一 様

新聞・雑誌名

部数

金額

3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」

1

3,497

2023年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党

呉西地区委員会

TBL 0766-23-3281

領収日

署名

新聞購読料  口座振替領収証

武田 慎一 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を口座振替により領収いたしました。

2023年4月分

振替日 4月27日

領収金額 **¥1,934**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※/	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)  
(8%対象 1,934)

販売店 山内 信人  
住所 高岡市五福町7-16  
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



お申込№ 16015-20317(506)

年 月 日

領 収 書

武田 慎一 殿

¥ 3,400 /

但し 2023年4月分 北國新聞購読料として

上記金額領収いたしました

〒939-1637 南砺市福光1669-1

富山新聞販売(株)福光センター





整理番号	18	事業概要*	
使途項目*	08_事務所費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	事務所家賃(4月分)、水道代(4月分)、電気代(4月分)		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	家賃 4月分	25,463	50,926円の50%
	水道料 "	1,787	3,575円の50%
	電気代 "	2,541	5,083円の50%
	《合計》*	29,791	

4/28  
4/23

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

武田 慎一

様

内 訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-88

但4月分家賃50,926円(4月分)の50%を請求

R5年4月28日 上記正に領収いたしました

アラックスホーム株式会社

富山県南砺市福光1036番地2号

代表取締役 荒本 勇夫



收受 令和 5 年 5 月 / 日  
 決裁 令和 5 年 5 月 2 日  
 処理 令和 5 年 5 月 2 日

領 収 証

武田 慎一

様

No.

★

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

コクヨ ウケ-98

但 4月14日分の電気料

2023年 4月 28日 上記正に領収いたしました

収入印

アラックスホーム株式会社

富山県南砺市福光1036番地25

代表取締役 荒本 勇夫

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人 北陸電力株式会社

年 月 分	2023 4	金 額	5 0 8 3
-------	--------	-----	---------

振込人 (ご契約名)	武田 慎一	消費税等相当額(再掲) 円	462
---------------	-------	---------------	-----

お支払期日	5月11日	積立額(再掲) 円	
-------	-------	-----------	--

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。  
 ご使用場所 南砺市 栄町 1036-2  
 パークサイドアヴェニュー栄町1F-C

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 09

契約	金 額 (円)	消費税等相当額(再掲) (円)
211	5083	462
合計	5083	462

北陸電力株式会社

小売電気事業者登録番号(A0271)

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

上記金額を領収いたしました

領 収 日 附 印

23. 4. 23

取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

本票により集金人が集金することはありません。

5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付

裏面もご覧ください。

(お客さま控)2465

# 建 物 賃 貸 借 契 約 書

令和 / 年 10 月 / 日

物件の表示	名称	アラックスビル福光 (パークサイドアヴェニュー栄町) 1F-◎号室		
	所在地	富山県南砺市福光 1036 番 2		
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建	駐車場 No.	別紙参照
契約期間		令和 1 年 10 月 1 日 から 令和 3 年 9 月 30 日		
賃料	家賃	[月額] 金 46,297 円	敷金	_____ 円
	共益費	[月額] 家賃に含む	礼金	_____ 円
	水道料	アラックスホームよりご請求致します。		[銀行名] [口座名] アラックスホーム(株) [No.・種別]
	駐車場	[月額] 2台分家賃に含む	家賃振込先	
	町費	[月額] 金 1,000 円		
	消費税	[月額] 金 4,629 円		
	合計	[月額] 金 51,926 円		
車種		車両 No.		
車種		車両 No.	色	

更新日	令和 年 月 日			
契約期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日			
賃料	家賃	円	駐車料	円
	共益費	円		円
賃貸人			賃借人	
	印		印	
勤務先			TEL	
車種		車両 No.	色	
車種		車両 No.	色	

貸貸人 (甲)

住所

氏名

代理人

住所 南砺市福光 1036 番地 2  
(アラクスビル福光)

Tel (0763) 52-7636

氏名 アラクスホーム株式会社

貸借人 (乙)

住所

南砺市福光 1543

Tel 0763 52 6435

氏名

武田慎

印 Tel

入居者名 (法人契約のみ)

同居人

名

連帯保証人

住所

Tel (自宅)

氏名

印 Tel (勤務先)

取引業者 (丙)

住所

Tel

氏名

印

取引業者 (丙)

住所

Tel

氏名

印

賃貸人（甲）と賃借人（乙）との間に下記条項により建物の賃貸借契約を締結し、相互に履行することを確約し、これを証するため本書2通を作成し各自1通を所持するものとする。

第1条 (使用目的)

乙は建物を事務所・店舗のみの使用とする。尚、乙は使用目的以外には使用できない。

第2条 (賃貸借期間)

契約期間は上記の通りとするが、期間満了の際、1ヶ月前に双方より何等の申し出がない場合は、同一条件にて契約更新されたものとする。

第3条 (家賃・共益費等)

1. 月額家賃、共益費、駐車場料、その他料金（以下賃料等という）は、表記のとおりとし、毎月末日までに翌月分を必ず入金する。
2. 賃料等の入金方法は、甲の指定する口座に振込あるいは甲の指定する銀行において自動引落でなければならない。
3. 賃料等の入金時に係る振込手数料及び自動振替手数料は乙の負担とする。
4. 賃貸借の開始日が月の中途の時は日割計算とし、解約の際は月割計算とする。

第4条 (敷金)〔本条抹消〕

1. 乙は敷金として表記の金額を支払うものとする。
2. 敷金には利息を付さない。
3. 敷金は乙が契約終了にともなう建物明渡しを完了した場合において、未納の賃料等、延滞損害金、違約金及び建物明渡しにおける乙の負担すべき費用、その他甲の受領すべき金銭を控除したのち、退去立会后1ヶ月以内に精算し返金しなければならない。
4. 乙は敷金をもって賃料等その他本契約に関する支払いに充当することはできない。

第5条 (礼金)〔本条抹消〕

乙は礼金として前項記載の金額を本契約締結と同時に甲に支払う。

第6条 (負担の帰属)

1. 乙が負担すべき賃料等とは別に電気、ガス、水道、町費その他建物の使用上生じた費用は、乙が支払うものとする。但し、建物に関する公租公課は甲の負担とする。
2. 責任区分が不明確な場合の修理費負担基準、入居者の日常使用及び退去による修理費の負担範囲は別表の通りとする。

## 第7条 (賃貸借料の改訂)

公租公課、物価、地代、物件の維持管理費用や近隣の同種物件における賃料など変動が生じた時又は、物件に改良が施されたときは甲・乙協議のうえ改訂することができる。

## 第8条 (賃借人の注意事項)

乙は賃借物件並びに建物を善良なる管理者の注意をもって占有又は使用し、建物の管理上甲が必要と認めて指示した事項又は管理規則を遵守しなければならない。

## 第9条 (損害の賠償)

乙又は乙の使用者等の故意、過失により建物に故意、破損、滅失等の損害を与えたときは、甲に対して損害賠償しなければならない。

## 第10条 (賃貸人の書面承諾を必要とする事項)

乙は居住者の変更(一時同居又は増員を含む)建物の増改築、模様替え造作物の設置等、敷地及び施設の現状変更や連帯保証人の変更を行おうとする場合は、書面にて甲の承諾を得なければならない。

## 第11条 (賃借人の届出事項)

乙又は連帯保証人が直ちに書面をもって届出る事項を次の通りに定める。

1. 入居者全員が15日以上建物を使用しなくなる時、又は現に使用していない時。
2. 乙又は連帯保証人の住所、氏名、連絡先その他に変更が生じた時。
3. 連帯保証人が死亡または解散した時。
4. 建物が破損した時、又はそのおそれがある時。

## 第12条 (禁止事項)

1. 乙は事由のいかんに関わらず賃借権を他人に譲渡し、或いは本賃貸借物件の全部、又は一部を第三者に転貸(同居・共同使用その他これに準ずる一切の行為を含む)してはならない。
2. ペット(犬猫等)飼育、賭博、騒擾、火災等危険を引き起こす恐れのあること等、近隣の迷惑となるべきこと等は禁止する。

## 第13条 (解約予告)

双方の都合により本契約を解約する時は、乙が1ヶ月前、甲が6ヶ月前に相手方に書面をもって通知しなければならない。乙においては、退去日(建物明渡し)

前

30日以上の猶予期間をおくこと。尚、予告期間が不足の場合は緊急解約として書面通知日より30日分の賃料相当額を支払わねばならない。又、本契約締結後6ヶ月以内に契約を解除するときは、1ヶ月分の賃料を甲に支払わなければならない。

## 第14条 (契約の解除)

乙が次の各号に該当する時は、甲は無催告にて本契約を解除することができる。

1. 賃料等の全部、又は一部を2回以上滞納した時。
2. 第1条、第10条、第11条、第12条の条項に違反した時。
3. 環境及び共同生活の秩序、平穩等を阻害する行為を反復した時。
4. 建物又は共同施設を故意に滅失又は破損させた時。
5. 甲又はその家族に対し暴言や威嚇を為し、著しく信頼関係を損ねた時。
6. 乙又は乙の使用者全員15日以上行方不明となり、建物の管理がなされない時。
7. アルコール中毒、覚醒剤等薬物の不法使用及び暴力団、過激な政治活動集団、宗教団体等、反社会的と認められる団体の構成員、又は関係者と判断した時、又は、建物及びその周辺において警察当局の介入を生じさせる行為を行った時。
8. 本賃貸借契約の契約事項に1つでも違反した時。

## 第15条 (賃貸借物件の返還)

1. 乙は賃貸借期間満了、解約の申し入れ、合意解約、又は前条による契約の解除などにより賃貸借期間が終了したときは直ちに本賃貸借契約物件を自己の負担と責任において原状に復して返還しなければならない。

又、明け渡しに際して、甲に本契約書並びに鍵全部（スペアキーを含む）を解約日の一週間前までに返還し、転出当日までに使用した電気、水道、ガス等の公共料金の清算をするものとする。

2. 明け渡しの際、乙は乙の負担により、甲の指定する清掃業者によるルームクリーニングを入れるものとする。
3. 前項の場合において乙が原状回復の措置をとらなかった時は、甲は乙の負担において造作物その他の物件を任意に撤去し、且つ修復し、その他必要な措置をとることができる。この場合、乙は私有物を速やかに搬出しなければならない。乙がこれを履行しない時は、甲は任意に処分することができる。乙はこれがために生じた損害に対し賠償を請求しない。

## 第16条 (賃貸借物件明け渡し場合の損害賠償)

賃貸借契約が終了するも乙が賃貸借物件を明け渡さない時は、損害金として乙は

明  
る

明け渡し完了までの期間の賃料の倍額を甲に支払い、且つ甲の受けた損害を賠償す

ものとする。

## 第17条 (立退き料・移転費用等の要求禁止)

関  
甲

賃貸借契約の終了により乙は本賃貸借物件を明け渡す場合は、乙は事由の如何に  
わらず立退き料、移転費その他名目の如何を問わず、金銭上の要求は一切これを  
に請求することはできない。

第18条 (天、災)

は  
り

本物件が契約期間中に火災、地震等不可効力の為や、朽廃等の事由により滅失又  
使用不可能になった場合、法律又は命令、或いは公共事業施工の為、本物件の取  
払い又は使用禁止等の事由が発生した時は、本契約は終了し、敷金は返却される。

第19条 (延滞損害金)

乙は本契約より生じる金銭債務の支払いを延滞した時は、日歩10銭(1万円につ  
き1日10円)の割合による延滞損害金を支払う。

第20条 (賃貸人の立ち入り)

が

甲又は立ち会い業者、代理人は緊急時等必要のある場合は建物内へ立ち入ること  
できる。

第21条 (協 議)

本契約の定めなき事項は、法規及び慣習に従い、甲乙協議を行うものとする。

第22条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、乙と連帯して、この契約に基づく一切の債務について履行の責  
を負う。又、本契約の更新がなされた時は、引き続きその責を負う。
2. 甲は連帯保証人が死亡又は解散した時、その他甲において必要と認める時は、  
その変更又は追加を求めることができる。

第23条 (管轄裁判所)

す

本契約に関する訴訟は、建物の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙共了解  
する。

備 考

- 一) 冬期間の石油ストーブ及び石油ファンヒーターの使用は、建物構造及び管理、防  
火上の安全性を考慮し禁止致します。



一) 本契約は、敷金を受領しない内容となっています。退去の際は、ルームクリーニング費用がかかります。又、破損箇所等が退去立会時に発見された場合は、乙に対して補修費用をご請求する場合があります。

以上

武田慎一南砺市連合後援会事務所及び武田慎一事務所の  
経費按分に関する覚書について

下記の事務所経費を武田慎一南砺市後援会経費と武田慎一の政務調査活動に係る経費を最大2分の1に按分するものとする。

事務所賃借料・人件費・光熱水費・電話料・コピー経費・ホームページ・インターネット・維持経費等、文具等、その他

令和元年5月1日

〒939-1610

南砺市福光1543番地

武田慎一連合後援会

会 長

〒939-1610

南砺市福光1036番の2

自由民主党富山県議会議員 武田慎一事務所

武 田 慎 一

整理番号	19	事業概要*	
使途項目*	09_事務費	01_調査研究費 06_資料作成費	02_研修費 07_資料購入費 03_広聴広報費 08_事務所費 04_要請陳情等活動費 09_事務費 05_会議費 10_人件費
内容	事務所電話代(4月分)、複合機・パソコンリース料(4月分)、複合機カウンター保守料金(3月分)、自動車リース料(4月分)		
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	通話料 3月分	4,687	9,374円の50%
	自動車リース料 4月分	28,765	57,530円の50%
	複合機・パソコンリース料	7,920	15,840円の50%
	複合機カウンター保守料 3月分	17,061	34,122円の50%
		58,433	

4/23  
4/17  
4/20  
4/24

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名  
武田 慎一 様

05-04-17 口座振替

\*57,530 NITファイナンス (カフ)

お客様番号

05-04-20

\*15,840 カフリース

2023年 4月ご請求分

05-04-24

\*34,122 SMBC (キハ)

金額(円)  
¥9,539-

受取人  
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領収日附印

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

→ '23. 4. 23

收受 令和 5 年 5 月 1 日  
 決裁 令和 5 年 5 月 2 日  
 処理 令和 5 年 5 月 2 日



頂き宛先にお納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。  
個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。

借受人(甲) (所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙) (所在地・名称・代表者)

令和 4 年 12 月 15 日

南砺市福光 1543  
武田慎

富山市千歳町二丁目5番26号  
トヨタモビリティ富山株式会社  
代表取締役 品川祐一郎

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

連帯保証人 (住所・氏名・職業)

貸渡人(以下乙という)と借受人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車という)のリースについて、下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

(100101251-01)

①リース方式 **メンテナンス** 契約No. **██████████**

(1) 車名 **加-ラ-リック HV1.8HYBRID WXB**  
(型 式) **ZNE21AW-AWXS**  
登録番号 **██████████** 車台番号 **██████████**  
初年度登録 **2 年 1 月** 塗 色 **パールホワイト** 内 装 色 **ブラック/ブラック/ブラック** (220 EB22)  
使用の本拠地 **富山県南砺市福光 1543**  
保管場所 **██████████**

特別仕様 **車検時納引なし**  
車点検時継続整備

付属品

(2)リース期間 令和 5 年 1 月 29 日 ~ 令和 6 年 1 月 28 日 / 12 ヶ月

リース料 毎月 **52,300 円** (総額 **627,600 円**) (5)前払金 充当方法 第 1 回 円 令和 年 月 日 支払 円  
消費税込 毎月 **5,230 円** (総額 **62,760 円**) 第 2 回 円 第 3 回 円

(3)支払月額 毎月 **57,530 円** (総額 **690,360 円**) (6)保証金 円 令和 年 月 日 支払

(4)支払期日 第 1 回 令和 5 年 3 月 17 日 支払  
第 2 回 令和 5 年 3 月 17 日 支払  
第 3 回 ~ 第 11 回 1 ヶ月毎 17 日 支払  
第 12 回 令和 6 年 1 月 17 日 支払

(7)支払方法 **トヨタクレジット**  
(銀行店) **██████████**

(8)リース料に含まれる項目

- 登録納車費用
- 自動車税環境性能割
- 自動車重量税
- 自動車賠償責任保険
- 自動車税(種別割)
- 道路関連サービス
- 任意保険
- 車検(定期点検整備及び継続検査)
- 法定定期点検整備
- プロケア10
- 一般修理

事故修理(車両保険付保時)

オイル交換

バッテリー交換

タイヤ交換

交換 **タイヤ 4本まで**  
**スタッドレス 4本まで**

車検  事故  法点  一般

(9) 保険会社 **\*\*\*\*\***  
保険種類 **\*\*\*\*\***  
フリート区分 **\*\*\*\*\***  
年齢条件 **\*\*\*\*\***  
割引割増 **\*\*\* %**  
対 人 **\*\*\*\*\* 百万円**  
対 物 **\*\*\*\*\* 百万円, 自己負担額 \*\* 万円**  
人身傷害 **1名 \*\*\*\*\* 百万円, 1事故 \*\*\*\*\* 百万円**  
車 両 **1年目 \*\*\*\*\* 万円, 2年目 \*\*\*\*\* 万円**  
**3年目 \*\*\*\*\* 万円, 4年目 \*\*\*\*\* 万円**  
**5年目 \*\*\*\*\* 万円, 6年目 \*\*\*\*\* 万円**  
**7年目 \*\*\*\*\* 万円, 8年目 \*\*\*\*\* 万円**  
(自己負担額 **\*\* 万円**)

(10)引渡予定日 令和 5 年 1 月 29 日  
引渡場所 使用の本拠地

(11)船着クワイヤック **トヨタ富山 株式会社 砺波店**

(12)契約走行距離 **2,500 km/月** (13)超過走行料 **円/km**

(14)残価の精算 **しない** (予定残価 **\*\*\*\*\* 円**)

(15)規定損害金 基本額 **1,419,609 円**  
通常月額 **27,467 円**

(16)富山 30178940

特 約 事 再リース

借受人

貸渡人

連帯保証人

連帯保証人



# お支払い明細表 (請求書兼用)

このたびは北銀リースをご利用頂きましてありがとうございます。

リース料等のお支払は次の通りでございます。

お支払金額には消費税を含んでいます。

939-1637

南砺市  
福光1036-2  
アラククスビル福光

一心会 武田 慎一

202931

# 北銀リース株式会社

本社 〒930-0028 富山市荒御2番21号  
堤地所ビル4階  
☎(076) 426-4155(代)

高岡支店

933-0026  
高岡市片原町1番地の1  
北陸銀行高岡支店3階  
(0766)22-3324

取引種類	リース	前払い金	864,000円
契約番号			
契約日	2020年 8月 6日		
開始日	2020年 8月 17日		
期間	60ヶ月		
お支払回数	60回 (1ヶ月毎)		
リース料総額または売買総額			

物件名	5 imageRUNNER ADVANCEDXC3	数量	1	設置場所	南砺市福光1543
物件ID	0002				南砺市福光1543
物件	4 パソコンdynabook S73/DX				

お支払方法	口座振替
お引渡銀行名	
科目	口座番号
口座名義	
支店	シイチ
お振込先口座名等	

回数	お支払期日	お支払金額(円)	リース料	消費税	%	保守料	残高(円)	残高(円)
1	2020/8/17	15840	14400	1440	10	14400	14400	417600
2	2020/9/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	403200
3	2020/10/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	388800
4	2020/11/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	374400
5	2020/12/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	360000
6	2021/1/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	345600
7	2021/2/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	331200
8	2021/3/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	316800
9	2021/4/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	302400
10	2021/5/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	288000
11	2021/6/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	273600
12	2021/7/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	259200
13	2021/8/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	244800
14	2021/9/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	230400
15	2021/10/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	216000
16	2021/11/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	201600
17	2021/12/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	187200
18	2022/1/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	172800
19	2022/2/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	158400
20	2022/3/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	144000
21	2022/4/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	129600
22	2022/5/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	115200
23	2022/6/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	100800
24	2022/7/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	86400
25	2022/8/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	72000
26	2022/9/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	57600
27	2022/10/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	43200
28	2022/11/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	28800
29	2022/12/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	14400
30	2023/1/20	15840	14400	1440	10	14400	14400	0





整理番号	20	事業概要*	
使途項目*	10_人件費	01_調査研究費 06_資料作成費	・02_研修費 ・07_資料購入費 ・03_広聴広報費 ・08_事務所費 ・04_要請陳情等活動費 ・09_事務費 ・05_会議費 ・10_人件費
内容	給与(4月分)		
上記事業に要した経費		金額(円)*	備考
	給与費	57,050	114,100円の50%
		《合計》*	57,050
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

4/30

收受 令和 5 年 5 月 / 日  
 決裁 令和 5 年 5 月 2 日  
 処理 令和 5 年 5 月 2 日

# 勤 怠 管 理 票

氏名 XXXXXXXXXX

2023年4月

月	日	曜日	出社時間	退社時間	月	日	曜日	出社時間	退社時間
4	1	土			4	16	日		
	2	日				17	月	9:00	15:00
	3	月	9:00	15:00		18	火	9:00	15:00
	4	火	9:00	15:00		19	水	9:00	15:00
	5	水	9:00	15:00		20	木	9:00	15:00
			資料整理					資料整理	
	6	木	9:00	15:00		21	金	9:00	15:00
			資料整理					資料整理	
	7	金	9:00	15:00		22	土		
	8	土				23	日		
	9	日				24	月	9:00	15:00
	10	月						資料整理	
	11	火	9:00	15:00		25	火	9:00	15:00
			データ整理					資料整理	
12	水	9:00	15:00	26	水	9:00	15:00		
		データ整理				政務活動費報告書			
13	木	9:00	15:00	27	木	9:00	15:00		
		データ整理				政務活動費報告書			
14	金	9:00	15:00	28	金	9:00	15:00		
		データ整理				政務活動費報告書			
15	土			29	土				

< 給与明細 >

2023年4月分

114,100円

## 領 収 証

武田慎一事務所

武田慎一様

¥ 110,000

現金支給 ¥110,000

源泉徴収税額 ¥4,100

2023年 4月 30日

上記金額を受け取りました

住所

氏名

XXXXXXXXXX

# 雇 用 契 約 書

1 雇用期間

2023年4月1日から2027年3月31日までとする。

2 労働時間

午前9時00分から午後3時00分までとする。

3 休憩時間

正午から午後1時00分までとする。

4 休日

土、日曜日及び祝祭日、年末年始、夏季休暇

5 勤務場所

武田慎一事務所（富山県南砺市福光 1036-2 アラックスビル）

6 業務内容

(1) 政務活動調査に関すること

(2) その他に関すること

7 賃金等

月額 114,100 円（税込み）、月末締め、当月末支払とする。

8 守秘義務

業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 その他

上記雇用条件について雇用者甲と被雇用者乙との合意に基づき雇用契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

2023年4月1日

甲 雇用者 富山県南砺市福光 1543

武田慎一

乙 被雇用者